

# 労働安全衛生法に規定する産業医制度

- 労働者の健康診断の実施、労働者の健康障害の原因の調査と再発防止のための対策の樹立等労働者の健康管理を効果的に行うためには、医学的活動が不可欠であり、一定規模以上の事業場については、医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等の事項を行わせなければならないこととされている。

## 産業医の職務（労働安全衛生規則第14条第1項）

次の事項で、医学に関する専門的知識を必要とするもの

- ① 健康診断・その結果に基づく措置
- ② 長時間労働者に対する面接指導・その結果に基づく措置
- ③ ストレスチェック、高ストレス者への面接指導・その結果に基づく措置
- ④ 作業環境の維持管理
- ⑤ 作業管理
- ⑥ 上記以外の労働者の健康管理
- ⑦ 健康教育、健康相談、労働者の健康の保持増進措置
- ⑧ 衛生教育
- ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査、再発防止

## 産業医の選任義務（労働安全衛生法第13条第1項、労働安全衛生法施行令第5条、安衛則第13条第1項）

	1～49人	50～999人	1000～3000人	3001人以上
産業医※ <sup>1</sup> の選任義務の別	選任義務なし (医師等による健康管理等の努力義務)	産業医 (嘱託可※ <sup>2</sup> )	産業医 (専属)	2人以上の産業医 (専属)

※1 法人の代表者等、事業場の運営について利害関係のある者は選任できない。

※2 有害業務（例：有害放射線や有害物に係る業務）に500人以上の労働者を従事させる事業場においては、専属の産業医の選任が必要。

# 労働安全衛生法に規定する産業医制度

## 産業医研修について

(労働安全衛生法13条 第2項)

産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。

(労働安全衛生規則14条 第2項)

法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者は、次のとおりとする。

- 一 法第十三条第一項に規定する労働者の健康管理等（以下「労働者の健康管理等」という。）を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行うものを修了した者
- 二 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修したもの
- 三 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの
- 四 学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にあり、又はあつた者
- 五 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

厚生労働大臣の指定する者が行う研修（講義40時間、実習10時間以上）を修了した者

<厚生労働大臣が指定する者>

産業医科大学

日本医師会

都道府県医師会

医師会が実施する研修による産業医資格取得の流れ

日本医師会又は  
都道府県医師会  
が研修を実施

受講者に受講証明として  
産業医学研修手帳に受講  
取得単位を記載  
(日本医師会が交付する  
研修手帳にシールを貼  
付)

研修を全て修  
了した者は、  
日本医師会に  
申請

日本医師会が  
研修修了者を  
「日医認定産  
業医」として  
認定

産業医の要件を備えた者

産業医科大学その他の大学で厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修したもの

※産業医科大学以外に指定されている大学はない

労働衛生コンサルタント試験（試験区分保健衛生）に合格した者

大学において労働衛生を担当する教授、准教授、常勤講師の職にあり、又はあつた者

厚生労働大臣が認める者

※該当する者はない